

## 姨捨棚田の維持・管理と地元組織

# Regional Management by Local Organizations in Obasute Terraced Paddy Fields

○竹下英臣\* 木村和弘\*\* 内川義行\*\*

Takeshita Eishin, Kimura Kazuhiro, Uchikawa Yoshiyuki

## 1. はじめに

長野県千曲市に位置する姨捨棚田は様々な整備水準の圃場形態からなり、その一部は1999年に棚田として初めて国の名勝に指定された。また、千曲市では2008年3月に「姨捨棚田の文化的景観保存計画書」を策定し、「重要文化的景観」の選定を目指している。棚田における文化的景観は、耕作の継続と生産基盤の適切な維持・管理があって、はじめて保持される。姨捨地域でも、各種の地元組織が維持・管理を行なっている。前報<sup>1)</sup>では、地元組織の中でも、水利組合による水利施設の維持・管理の実態と土地利用、特に荒廃化との関係を検討した。本報では、地元組織である土地改良区、水利組合、集落、中山間地域直接支払い制度に伴い組織された中山地域南沖組合の4つの組織の農業継続への関わりと、そこでの維持・管理活動の実態について検討を行った。

## 2. 対象地区の概要

本報では、名勝指定時における「景観保全地区」(1799区画、総面積75ha)を対象に検討した(Fig-1)。ここは、(1)「名勝・四十八枚田地区」、(2)「名勝・姫石地区」(3)部分的整備区域、(4)全面整備区域の4つの地区に分けられる。特に(3),(4)の大部分では、土地所有者によって耕作が行われている。景観保全地区内の土地所有者は245名であり、うち196名が棚田周辺の7つの集落である大池(52人)、姨捨(35人)、峯(10人)、上町(3人)、辻(5人)、代(31人)、羽尾(6人)とその他近隣集落(54人)に居住している。

## 3. 組織の状況

### 3-1. 土地改良区

景観保全地区を含む姨捨地域を受益、対象とするのが南沖土地改良区である。現在南沖土地改良区は、他の水系の2つの土地改良区と合併し、千曲市西部土地改良区となっている(理事・監事18名、総代45名)。しかし、旧来からの南沖土地改良区に関する業務は現在も引き継がれ、それに携わるのは、8名の理事・監事と15名の総代である。総代は、受益者数により8つの集落からそれぞれ1~4人が選出されている。これら総代により南沖土地改良区を所轄する理事・監事が選任されている。景観保全地区内の管理対象は、(1)水源である大池、(2)大池と棚田を結ぶ一級河川更級川である幹線水路、(3)受益地区内の水路及び農道である。これらの施設



Fig-1 位置図  
Locational map

\*信州大学大学院農学研究科 Graduate School of Agriculture, Shinshu University

\*\*信州大学農学部 Faculty of Agriculture, Shinshu University

キーワード 維持管理 土地改良区 水利組合 集落 重層性

の維持・管理をし、また支線水路への用水配分も行う。そのうち代表的なものが大池の管理である。理事のうち担当委員の2名は大池の斜樋の開閉や幹線水路の保守・点検を行う。また、全役員23名により大池堤塘の草刈りも行われる。

### 3-2. 水利組合

幹線水路から分水された用水は、景観保全地区内の7つの堰によって配水される。この地域の堰は、分水施設とそれによる受益範囲を示すと同時に、水利組合を指している。現在7つの堰のうち、組織として活動を継続しているのは6つである。各水利組合では、組合長、副組合長、会計等の役員が選任され、運営される。役員の数、任期、選出方法等は各水利組合によって様々で、集落単位に役員を選出する水利組合もある。各水利組合の管理対象の範囲は、堰内における水利施設である。作業内容は、特に渇水時における配水調整や流量調整、施設の点検、水路周辺の草刈りや分木工や落差工の浚渫作業等の維持管理である。

### 3-3. 集落

景観保全地区の土地所有者はその8割が、周辺の7つの集落及びその他近隣集落の農家である。集落によって、景観保全地区に対する考え方も異なっている。景観保全地区内では所有農地が分散し、集落の領域も明確でない。そのため、維持管理の範囲も曖昧で、取り組み方も異なっている。上町・代の両集落では集落が主体となって畦畔・荒廃田の野焼きを行い、道路や水路の整備を行っている。

### 3-4. 中山間地域南沖組合

中山間地域南沖組合（以下南沖組合）は、耕作放棄地の防止や中山間地の多面的機能の確保を目的とし組織された。南沖組合は、土地改良区役員・水利組合長・集落代表者から構成される役員によって運営されている。役員幹部である組合長や副組合長は、土地改良区の理事を兼任しており、姨捨地域の棚田の維持・管理活動の中核的役割を担っている。管理対象の範囲は、中山間地域直接支払い制度の対象となる農用地であるが、これらは景観保全地区の大部分を包容している。南沖組合は、土地改良区・水利組合・集落、それぞれの組織で行われる除草や野焼き等の農地や施設についても支援している。

## 4. 組織の目的と重層性

景観保全地区において、土地改良区・水利組合・集落・南沖組合の4つの組織はそれぞれの目的のもと、人的及び組織的に重なり合いながら活動を行っている(Fig-2)。特に、人的な重層構造は、各組織の関係をより強固なものとしている。その中でも農地荒廃化の防止にし、各組織を束ねながら活動している南沖組合の役割が大きい。

## 5. おわりに

姨捨棚田は、4つの地元組織が人的及び組織的に重層して、維持管理されている。しかし現状では、各組織の目的が異なるため、景観保全地区に対する取り組みは一致しているわけではない。今後、景観保全地区の農業継続のためには、さらに現在の組織のあり方や新たな組織の形成などについて検討する必要があるだろう。

引用文献

1)竹下英臣, 木村和弘, 内川義行: 姨捨棚田における堰の実態と土地利用(2008年農業農村工学会大会講演要旨)

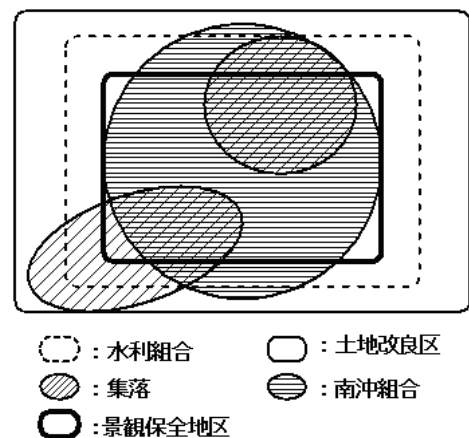


Fig-2 組織の重層性の模式図  
Overlap with Local Organizations